

令和8年度
大野城市いじめ防止基本方針



令和8年4月
大野城市
大野城市教育委員会

令和8年度 大野城市いじめ防止基本方針

目 次

I 大野城市いじめ防止基本方針の基本的な考え方

1 いじめの定義と理解	1
2 基本的な考え方	2
（1） いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）	2
（2） いじめの早期発見と早期対応の充実	2
（3） インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）への対応	3
（4） 地域・家庭との積極的な連携	3
（5） 関係機関との密接な連携	3

II 大野城市におけるいじめの防止等の対策

1 市が実施すべき事項	5
2 大野城市におけるいじめ防止等の対策	6
（1） 財政上の措置	6
（2） 組織の設置	6
（3） 基本的施策	8
3 学校が実施すべき事項	10
4 大野城市立小・中学校におけるいじめ防止等の対策	11
（1） 学校いじめ防止基本方針の策定	11
（2） 校内いじめ防止対策委員会の設置	14

III 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査・報告	15
（1） 重大事態の定義	15
（2） 学校による基本調査の実施	15
（3） 重大事態の報告	16
（4） 重大事態の詳細調査の実施	16
（5） 大野城市いじめ問題調査委員会の組織	16
（6） 詳細調査（事実関係を明確にするための調査）の実施方法	16
（7） 自殺の背景調査における留意事項	17
（8） 留意事項	18
（9） 調査結果の提供及び報告	18
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
（1） 再調査の実施	18
（2） 大野城市いじめ問題検証委員会の組織	19
（3） 再調査の結果を踏まえた措置等	19

IV 資料

1 いじめ重大事態対応フロー図	20
-----------------	----

■ I 大野城市いじめ防止基本方針の基本的な考え方

1 いじめの定義と理解

【いじめの定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【判断の基準及び留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの対応に当たっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。
- 「心身の苦痛を感じているもの」については、いじめに多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、その要件が限定して解釈されることのないよう努めるものとする。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、児童等がかかわっている仲間や集団など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指すものとする。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。
 - ◆心理的な影響…冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
 - ◆物理的な影響…嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、汚されたり、壊されたり、捨てられたりする。等
- 学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルがはじめは軽微であっても、継続したり、大きくなったりすることに鑑み、常にその解消に向けて指導することが必要である。学校でのいじめ解消の判断については、いじめ認知から少なくとも3か月間見守り

判断する。定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが大切である。

- いじめは、ときに被害と加害が入れ替わったり、何度も繰り返されたりすることで、生命や身体に重大な危険が及ぶ場合があることを考え、継続して注視する必要がある。
- 児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。
- いじめの加害・被害という二者の関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(無秩序性・閉塞性等)、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

2 基本的な考え方

国及び県の基本方針を踏まえ、本市においては、いじめの防止等に関して、いじめの未然防止、早期発見と早期対応、地域や家庭、関係機関との連携が必要であると考えます。

(1) いじめの未然防止(いじめを生まない教育活動の推進)

いじめがどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、いじめが起こらない未然防止の観点が必要である。

そこで、学校における指導において、次のような教育活動の充実を図るものとする。

- ・すべての児童生徒に、「いじめは決して許されないこと」を理解させる
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳性を養う
- ・他者の気持ちを推し量り、心の通う人間関係をつくる能力を育てる
- ・ストレスに対処できる力を育成する
- ・自己有用感や充実感、居場所を感じる学校生活をつくる

(2) いじめの早期発見と早期対応の充実

◆早期発見の取り組み

いじめは、大人が目付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを十分に認識し、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化も見逃さないよう気付く力が大変重要である。人間関係のささいなトラブルも、いじめではないかと疑ったり、いじめに発展することを考えたりして、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを軽視し

たり、隠したりすることなく、積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そこで、次のような情報収集や相談体制の整備に努めるものとする。

- ・ 情報収集…定期的なアンケート調査(児童生徒や保護者)やいじめに特化した無記名によるアンケート調査、相談ポストの設置など、情報を集めやすくする工夫
- ・ 相談体制…教育相談の実施や養護教諭、スクールカウンセラー等を活用した相談窓口の設置及び周知

◆早期対応の取り組み

いじめが認知された場合、一刻も早く解消することが重要である。学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、校長を中心に組織的に対応していくことが求められる。学校でのいじめ解消の判断については、いじめ認知から少なくとも3か月間見守り判断する。

そこで、法の規定を踏まえ、次のように早期対応の体制を整えるものとする。

- ・ 校内いじめ問題対策委員会の設置(教職員及び外部委員で構成)
- ・ いじめの問題に対する教職員の対応能力向上を図る研修の実施

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という)への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質により児童生徒が行動に移しやすく、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(4) 地域・家庭との積極的な連携

市内すべての小・中学校に設置した学校運営協議会を活用し、いじめの防止対策の推進や、具体的な事案の解消に向けて学校と家庭、地域が連携した取組を進める。学校は、自校の「いじめ防止基本方針」を作成後、児童生徒や保護者及び地域等へも説明する。

(5) 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応は、学校や教育委員会の対応及び指導だけでは十分に効果を上げることが困難な場合がある。また、いじめの中には、児童生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、警察(スクールサポーターを含む)への相談・通報や連携した対応を取る。

さらに、事態への対処及び同種の事態の発生防止のために、事態の状況によっては、事実関係の調査等の対応を法に則って行う場合がある。

また、福岡県いじめレスキューセンターの要請に応じて連携を図る。

■Ⅱ 大野城市におけるいじめの防止等の対策

1 市が実施すべき事項

市は、国や県と協力しつつ、いじめの防止等の対策を策定及び推進し、これに必要な措置を講ずるものとする。

【市が実施すべき事項「いじめ防止対策推進法」の規定 ※要約】

(1) 財政上の措置

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置(第10条)

(2) 基本方針の策定

- 国や県のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の努力義務(第12条)

(3) 組織の設置

- いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るためのいじめ防止対策連絡協議会設置の努力義務(第14条第1項)
- 教育委員会における附属機関設置の努力義務(第14条第3項)

(4) 基本的施策

ア 教育活動

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心、対人交流の能力を養うための全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実(第15条第1項)
- いじめの防止等のため児童生徒が主体的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置(第15条第2項)

イ 早期発見と相談体制

- いじめを早期に発見するための定期的な調査等の必要な措置(第16条第1項)
- いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備(第16条第2・3項)

ウ 関係機関との連携

- 関係部局間その他の関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体間の連携強化等に必要な体制の整備(第17条)

エ 研修と人材確保

- 研修を通じた教員の資質向上及び心理、福祉等の専門的知識を有する人材の確保(第18条)

オ インターネットを通じたいじめへの対処

- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための効果的な対処や啓発活動の実施(第19条)

カ 調査研究

○ いじめの防止等のために必要な事項や対策の実施状況についての調査研究と成果の普及(第 20 条)

キ 啓発

○ いじめが心身に及ぼす影響、いじめの防止の重要性、相談や救済の制度等についての啓発(第 21 条)

ク 調査

○ いじめの報告に係る当該学校への必要に応じた支援・措置、当該事案の調査(第 24 条)

ケ 出席停止等の措置

○ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置(第 26 条)

コ 学校相互間の連携

○ 学校による児童生徒及び保護者に対する指導・支援に対する助言の適切な実施のための学校相互間の連携協力体制の整備(第 27 条)

(5) 学校評価

○ いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題を隠蔽せず、実態把握や対処の取り組みを評価するよう留意する(第 34 条)

※重大事態への対処に関しては「Ⅲ 重大事態への対処」に記載

2 大野城市におけるいじめの防止等の対策

(1) 財政上の措置

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な組織の設置や相談体制の整備、啓発のための資料作成や研修会等に係る財政上の措置を講じる。

(2) 組織の設置 (図 1 参照)

ア 大野城市いじめ問題検証委員会

いじめ問題調査委員会による重大事態の調査結果を検証するため、法律や心理の専門家、学識経験者等からなるいじめ問題検証委員会を総務財政部総務管理課に設置する。

【役割】① いじめ問題調査委員会による重大事態の調査結果に対する検証

② 重大事態の再発防止に関する提言

イ 大野城市いじめ問題調査委員会

学校、市教育委員会による重大事態の調査結果を検証するため、法律や心理の専門家、学識経験者等からなるいじめ問題調査委員会を組織する。

【役割】① 学校、市教育委員会による重大事案の調査結果に対する検証

② 重大事態の再発防止に関する提言

ウ 大野城市いじめ問題対策連絡会議

市内の学校におけるいじめの状況や取り組みについて助言をおこなうため、学校代表や福岡県春日警察署、福岡法務局筑紫支局、福岡児童相談所、筑紫医師会等からなる「大野城市いじめ問題対策連絡会議」を教育委員会に設置する。

【役割】① 市内の小・中学校のいじめの防止等の取り組みについて助言を行う。

② 教育委員会から報告された児童等に関する重大な事案に対する対応や予防措置に関する助言等を行う。

③ 市のいじめの防止等に関する市民等への啓発についての助言を行う。

※ただし、上記②の役割に関しては、同会議委員のうち捜査や調査に携わる者は、その中立性を担保するため担わないものとする。

エ 大野城市教育サポートセンター

いじめ問題対策連絡会議の事務局として、また、各学校のいじめの防止対策の指導助言を行うためのセンター的機能として、大野城市教育サポートセンターを設置し、指導主事や心理・福祉等の専門家からなるサポートチームにより学校を支援する。

【役割】① 学校のいじめ事案の報告を受け、必要に応じて調査を行う。

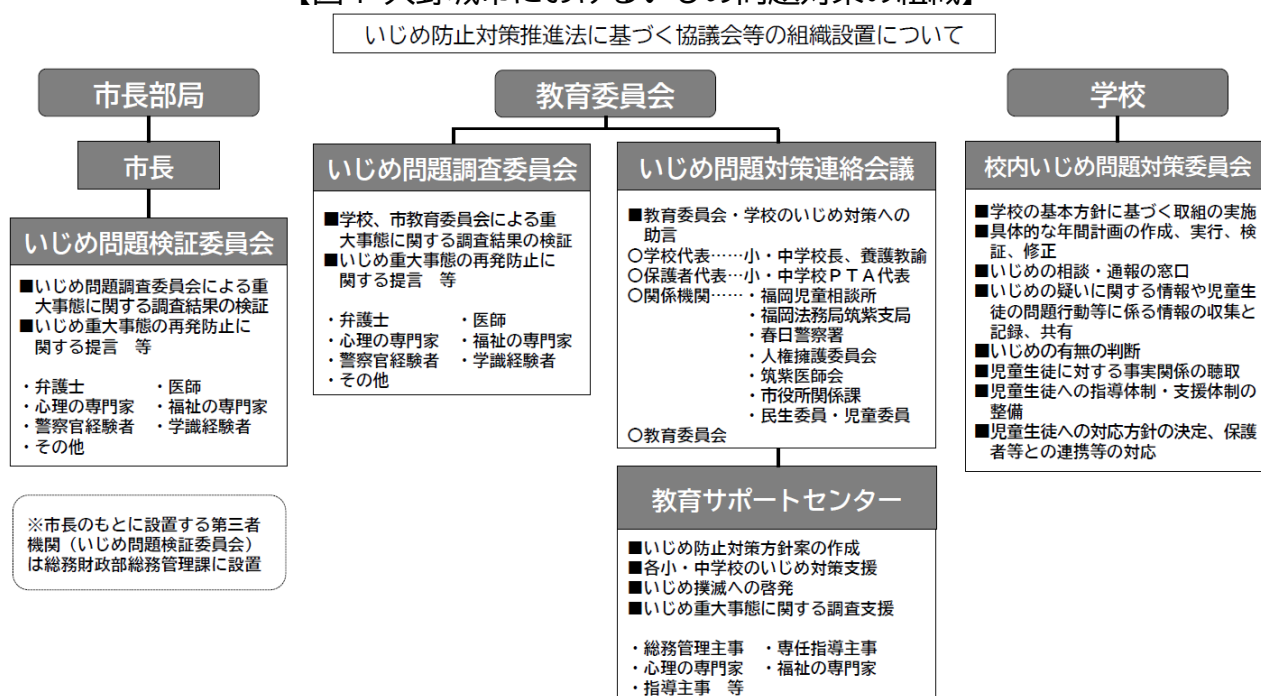
② 各学校のいじめの防止のための組織に対して指導助言を行う。

③ いじめの防止等に向けた研修等、啓発にかかる事業を行う。

オ 各学校の組織設置に対する支援

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設置される学校の組織については、学校運営協議会を活用するとともに、県のスクールカウンセラー、市のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと併せて、大野城市教育サポートセンターから派遣する心理や福祉の専門家を活用できるよう支援する。

【図1 大野城市におけるいじめ問題対策の組織】



(3) 基本的施策

ア 教育活動

① 「心の教育」の推進

児童生徒の自尊感情や対人関係能力、規範意識、郷土愛を育むための「心の教育」を推進する。

② 道徳のBの視点(主として人との関わりに関する事)、Cの視点(主として集団や社会との関わりに関する事)を重点化した特別の教科道徳の学習指導

思いやりや信頼・友情、寛容、公正・公平等の内容を年間指導計画における学校・学年の重点内容項目として設定し、各項目について年間に複数時間の指導を確保する。

③ 人間関係能力を高めるソーシャル・スキル・トレーニングを活用した学級活動の充実

人間関係における行動スキルについて、「依頼」「拒否」「勧誘」「問題解決」等の様々な場面での具体的な行動をロールプレイ等を通じて獲得させ、自分の状況に応じて、自己決定できるようにする。

④ いじめの防止等のため児童生徒が主体的に行う児童会及び生徒会活動の推進

いじめの防止に関する児童生徒自身による活動を児童会や生徒会活動として実施し、小・中学校の円滑な接続を視野に入れた活動を推進する。

⑤ 互いの違いを受容する教科等の学習の充実

特別の教科道徳や学級活動よりも多くの時間をかけて実施されるのは、他の教科の時間である。これらの教科の時間に、児童生徒同士が学び合い、互いの違いを認め合う学習の展開が重要である。友達との見方や考え方の違いを受け止めたり、協力して課題解決したりする経験は、互いの人格を尊重することにつながるものである。

イ 早期発見・早期対応と相談体制の整備

【早期発見】

① 月に一回の学校生活に関するアンケートや、いじめに特化した無記名のアンケート等を実施するよう指導する。アンケートの一次資料は、回答した児童生徒が卒業後5年間保管するよう指導する。

② 各学校での相談ポストの設置や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等を通じて、通報や相談に応じる体制を整えるよう支援する。

③ 日記や生活ノート等を活用し、日常での児童生徒の心の動きや悩み、不安等を把握できるように努める。

- ④ 各学校において、県が作成した「いじめの早期発見・早期対応の手引き」の一層の活用を図る。
- ⑤ 大野城市教育サポートセンターで、児童生徒や保護者等からの教育相談を受ける。
- ⑥ 市こども未来部が所管する「子ども相談センター」と連携し、いじめ事案についての相談・連絡体制を確立する。
- ⑦ 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの的確な対応を図るため、県と連携するとともに、校長が当該事案を「いじめ」と認知した時点で学校からの報告を求める。

【早期対応】

- ① 学校が設置している「校内いじめ問題対策委員会」の月１回程度の定期開催、及び事案発生時の臨時会(実働部会等)の開催を徹底する。

ウ 関係機関との連携

- ① 要保護児童対策地域協議会を通じて、市こども未来部及び福岡児童相談所、中央少年サポートセンターとの連携を図る。
- ② いじめ問題対策連絡会議を通じて、福岡法務局筑紫支局や春日警察署、筑紫医師会、人権擁護委員会等との連携を図る。

エ 研修と人材確保

- ① 生徒指導委員会を通じて、各学校の生徒指導主事(担当)教員の資質向上を図る。
- ② 教育支援課に設置する「大野城市教育サポートセンター」に、心理の専門家と福祉の専門家を配置する。

オ 調査研究

各学校におけるいじめの防止等のために必要な事項や対策の実施状況について情報共有し、成果の普及及び課題の改善を図る。

カ 啓発

- 法に規定された保護者の責務等を踏まえて、保護者が子どもの規範意識を養うための指導を適切に行えるよう、いじめの防止に関するリーフレットなどを作成・配布し、いじめが心身に及ぼす影響、いじめの防止の重要性、相談や支援の制度等についての啓発を行う。

キ 調査

大野城市教育サポートセンターは、当該学校に対して、必要に応じていじめの報告に係る支援を行うとともに、学校と連携して当該事案の調査を行う。

ク 出席停止等の措置

いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置として、大野城市立小中学校管理規則第 8 条(性行不良による出席停止)及び第 9 条(校長による出席停止)を適切に運用する。

ケ 学校相互間の連携

学校による児童生徒及び保護者に対する指導・支援の適切な実施のために、小中連携した組織を活用し、学校相互間の連携協力体制を整備する。

3 学校が実施すべき事項

大野城市立小・中学校は、国や県と連携しつつ、いじめの防止等のため、学校いじめ基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、市教育委員会との適切な連携の上で、学校の実情に応じた対策を策定し、推進しなければならない。

【学校が実施すべき事項「いじめ防止対策推進法」の規定 ※要約】

(1) 早期発見・対処の責務

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務(第 8 条)

(2) 基本方針の策定

- 国や県、市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務(第 13 条)

(3) いじめの防止の教育活動の充実

- いじめの防止のための道徳教育や体験活動の充実、児童生徒が自主的に行う活動への支援・啓発、その他の必要な措置(第 15 条)

(4) 早期発見・相談体制の整備

- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童生徒の権利を擁護する配慮(第 16 条第 1・3・4 項)

(5) 研修

- 教員研修等、教職員の資質向上に必要な措置(第 18 条第 2 項)

(6) インターネットによるいじめの防止

- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発(第 19 条)

(7) 組織の設置

- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織設置の義務(第 22 条)
- (8) 報告
 - いじめの通報に係る市教育委員会への報告体制の構築(第 23 条)
- (9) 懲戒
 - 校長及び教員による加害児童生徒に対する適切な懲戒(第 25 条)

※重大事態への対処に関しては「Ⅲ 重大事態への対処」に記載

4 大野城市立小・中学校におけるいじめの防止等の対策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法の規定により、国、県及び市のいじめ防止基本方針を参考にして、自校のいじめの防止の取り組みの基本的な方向や取り組みの内容を明確にした「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務とされている。

学校は、自校のいじめの防止等の取り組みの見直しを図るとともに、単なる目標やスローガンではなく、実効性をもつような具体的な実施計画や実施体制を含めた「行動計画」として策定する必要がある。

また、各学校での策定に当たっては、国や県、市の基本方針をもとにして、文部科学省国立教育政策研究所、生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり学校いじめ防止基本方針策定 Q&A」(平成 25 年 11 月発行分)、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和 6 年 8 月改訂版 文部科学省)等を参考に作成するとともに、教職員が共通理解を図ることができるよう留意することが重要である。

具体的には、以下の点に注意して基本方針を策定する必要がある。

① アンケートの取扱方法について

- ・各学校において実施しているいじめアンケート実施後の取扱方法及び対応方法を明示すること

② 校内いじめ問題対策委員会について

- ・校内いじめ問題対策委員会を月 1 回程度の定期開催とすること
- ・校内いじめ問題対策委員会の構成は教職員だけではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部委員を登用すること
- ・いじめ防止を目的とする校内委員会とは別にいじめ事案発生後の対応を目的とする校内委員会を設置している場合には、その位置づけを明確にすること

③ 校内研修における対応方針の周知・徹底

- ・学校としてのいじめ事案に対する対応方針を明示すること
- ・対応方針を全教職員に周知、徹底する方法を具体的に明示すること

④ 証拠の保全と記録の管理の徹底

- ・記録を時系列で整理し、管理職が定期的に記録を確認して管理する仕組みを整備すること

学校の基本方針は、いじめ問題に対する基本的な考え方はもとより、未然防止から早期発見、対処に至る一連の取り組みの流れと、その具体的な年間計画、それらを実施していくための組織等についても盛り込む必要がある。

このため、市の基本方針を踏まえ、以下の10の視点を参考に方針を策定することとする。

【大野城市立〇〇〇学校いじめ防止基本方針】

- 1 いじめの防止に対する〇〇学校の考え方
- 2 いじめの防止等の組織
(例)・校内いじめ問題対策委員会
- 3 いじめの未然防止(いじめを生まない教育活動の推進)
(例)・規律、学力、自己有用感を育む教育活動の充実
- 4 早期発見の取り組み
(例)・調査の実施
・教育相談体制の整備
- 5 いじめへの対処
(例)・緊急対応・児童生徒の保護(出席停止を含む)報告体制
・中・長期的対応
・解消の判断(解消の判断については、いじめ認知から少なくとも3か月間見守り判断する)
- 6 教員研修
(例)・一般研修の実施
- 7 関係機関との連携
(例)・PTAとの連携
・学校運営協議会との連携
- 8 年間計画
(例)・調査の実施
・会議の開催
- 9 評価と検証
(例)・取り組みアンケートの実施
・校内いじめ問題対策委員会
- 10 重大事態への対応

ア 策定した基本方針は、要約して児童生徒へ説明するとともに、各学校のホームページへの記載やその他の方法により、学校運営協議会や保護者、地域住民に公表し、周知を図るとともに、理解を得て、連携できるよう働きかけていくことが重要である。

イ 学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校がいじめ問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ対策委員会」において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

(例:学校が評価する取組)

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに係る取組
- ・早期発見、事案対処のマニュアルの実行
- ・定期的、必要に応じたアンケート
- ・個人面談や保護者面談に実施
- ・校内研修の実施 等々

ウ いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法第23条1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

エ 学校として特に配慮が必要な児童生徒

当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめ
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国に繋がる児童生徒
- ・性的少数者等、特にきめ細かな対応が必要な児童生徒

オ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間(3か月を目安)止んでいること
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対する面談等により確認すること

(2) 校内いじめ問題対策委員会の設置

法の規定により、学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する組織を設置することが義務づけられている。

本市においては、各学校の「校内いじめ問題対策委員会」に、市教育委員会「大野城市教育サポートセンター」に配置する心理や福祉の専門家を活用する制度を導入している。

また、福岡県春日警察署のスクール・サポーターを心理や福祉の専門家として招聘し、いじめの防止の取り組み等について助言を受けることができる。

この組織は、次のような役割を担うこととする。

- 学校の基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童生徒の事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応

■Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査・報告

重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版 文部科学省）」に基づき、以下の事項も踏まえて適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法により次に掲げる場合を示す。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号。以下「不登校重大事態」という。）

生命心身財産重大事態の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

不登校重大事態の「相当の期間」については、国の「いじめの防止等のための基本方針」では欠席（不登校）の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

欠席については、さまざまな要因が考えられるが、欠席のきっかけがいじめと考えられる場合には、その後の欠席理由がいじめか否かの判断が難しい場合であっても、年間30日を超えた場合には、重大事態ととらえて対応を検討する。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態（欠席に限らず）に至ったという申し立てがあったときは、たとえ、「いじめの事実はない」、「重大事態に至っていない」と学校が考えた場合であっても、結論は出さずに、重大事態ととらえて、対応を検討する。

学校いじめ対策組織または教育委員会は、重大事態の定義を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で、重大事態かどうかを判断する。

(2) 学校による基本調査の実施

学校は、重大事態が発生した可能性があるときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、学校いじめ対策組織を中心として、基本調査（全教職員の聞き取り、指導記録の確認のほか、必要に応じて児童生徒、保護者からの聞き取り、その他必要な調査）を迅速に実施する。

教育委員会は、学校が、基本調査を適正に実施するため、必要に応じて、調査方法等に関して指導・助言を行う。なお、重大事態の関係者（児童生徒、保護者）の意向を踏まえ、教育委員会が

基本調査を直接実施することも検討するほか、基本調査を実施せずに、「大野城市いじめ問題調査委員会」による詳細調査を実施することも検討する。

(3) 重大事態の報告

学校は、基本調査を実施したときは、その結果を教育委員会に報告する。教育委員会は、学校から基本調査の報告を受けたとき、または、自ら基本調査を実施したときは、その内容を市長に報告するとともに、その他必要に応じて県教育委員会に報告する。

(4) 重大事態の詳細調査の実施

教育委員会は、基本調査の内容を精査し、さらに専門的な詳細調査を実施する必要があると判断した際には、「大野城市いじめ問題調査委員会」に、詳細調査の実施を諮問する。

詳細調査に移行する(基本調査を実施せずに詳細調査を実施する場合を含む。)に当たっては、重大事態の関係者(児童生徒、保護者)に対して、調査の趣旨や方法、調査組織の構成、調査に必要な期間、入手した資料の取扱い、調査結果の報告の在り方について説明する。

また、詳細調査の実施に際しては、重大事態の関係者(児童生徒、保護者)の意向を踏まえて、その実施の可否も含めて判断する。

調査について、学校による基本調査及びいじめ調査アンケート、学校いじめ対策組織の議事録等の資料は、大野城市いじめ問題調査委員会及び大野城市いじめ問題検証委員会に提供することを前提とする。その際は、プライバシーの管理及び個人情報、当該児童生徒やその家族への配慮が必要であるため、慎重に対応する。

(5) 大野城市いじめ問題調査委員会の組織

詳細調査を実施する「大野城市いじめ問題調査委員会」の委員については、弁護士、医師、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家等から選任するものとする。また、重大事態の関係者(児童生徒、保護者)と関係がある場合には、その者を詳細調査から除外するものとする。

(6) 詳細調査(事実関係を明確にするための調査)の実施方法

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

① 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

被害児童生徒から丁寧に聴き取るとともに、周囲の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、個別の事案が広く明らかになることで被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮が必要である。調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめを止めさせる。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し

ながら状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

② 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。

(7) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校または教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校または教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報提供で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(8) 留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、加害児童生徒について出席停止措置の活用や、加害児童生徒または被害児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、被害児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討するとともに、調査の進捗状況に関わらず、双方の児童生徒の心身の状態や学習の保障についても十分に配慮する。

また、教育委員会は児童生徒やその保護者と学校間の信頼関係の構築が十分でない場合において、関係者間の信頼関係構築の方法や信頼回復の方法について、その実現可能性に十分な配慮をして、学校への指導助言を行う。

(9) 調査結果の提供及び報告

① 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校または教育委員会は、被害児童生徒及びその保護者に対して、以下のタイミングと内容で説明を行うものとする。

- 調査前…予定している調査内容やその方法について
- 調査中…調査の進捗状況について
- 調査後…明らかになった事実関係について

これらの情報の提供に当たっては、学校及び教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

なお、法第28条第2項において「学校の設置者又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定されており、法律上の義務であり必ず行う必要がある。

② 加害児童生徒及びその保護者への情報提供

加害児童生徒及びその保護者に対する情報提供については、被害児童生徒及びその保護者への説明方針に沿って、被害児童生徒やその保護者の同意を得た上で、実施するものとする。また、学校は、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるよう努める。

③ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会から(学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し教育委員会を通じて)市長に報告する。その際に、市長と教育委員会による総合教育会議において、議題として取り扱うことを原則とする。この場合、プライバシー及び個人情報保護に配慮するものとする。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

教育委員会から重大事態に係る報告を受けた市長は、当該報告への対処または同種の事態発生防止のため、必要があると認めるときは、調査を行うものである。なお、再調査を実施したときは、法第 30 条第 3 項に基づき、その結果を議会に報告する義務があるため、再調査を実施する前に、被害児童生徒及びその保護者に、その旨を説明するものとする。

その再調査は、(2)のいじめ問題検証委員会で実施するものとする。再調査の実施に当たっては、上記「1 重大事態の発生と調査・報告」の「(4) 重大事態の詳細調査の実施」、「(6) 詳細調査（事実関係を明確にするための調査）の実施方法」等に準じて進めるものとする。(15,16 ページ参照)

(2) 大野城市いじめ問題検証委員会の組織

「いじめ問題検証委員会」の委員については、詳細調査を実施した「いじめ問題調査委員会」の委員と重複せずに、利害関係のない者を委嘱する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処、または、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じる。なお、調査結果の公表については、詳細調査に準じて判断するものとする。

1 いじめ重大事態対応フロー図

